

高血圧症、高脂血症、糖尿病で通院中の患者さまへ

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は2024年6月1日に施行される診療報酬改定に際し、これまで日本全国の医療機関で算定してきた『特定疾患療養管理料』の対象疾患を見直すこととしました。このことにより、高血圧症、高脂血症、糖尿病のいずれかで通院中の患者さまにおかれましては、2024年6月1日から新たに『生活習慣病管理料』を算定させていただくことになります。

対象の疾患で通院中の患者さまに応じた療養計画を策定することで、より専門的かつ総合的な治療管理を実施いたします。ご受診の際には、目標設定、血圧・体重・食事や運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した『療養計画書』をお渡しいたしますが、この『療養計画書』の初回作成時および内容変更時には、患者さまのご署名が必要となります。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

患者さまの自己負担額に大きな変更はございません

(例)40歳代・3割負担の患者さまの場合

| 現行 | | 2024年6月以降 | |
|---------------------------------|-------|------------------|-------|
| 再診料 | 73点 | 再診料 | 75点 |
| 外来管理加算 | 52点 | — | — |
| 特定疾患療養管理料 処方箋料 特定疾患処方管理加算 | 281点 | 生活習慣病管理料 処方箋料 | 393点 |
| 合計点数 | 406点 | 合計点数 | 468点 |
| 自己負担額 | 1220円 | 自己負担額 | 1400円 |

(年齢、保険の種類、その他検査内容や加算によって自己負担額は異なります)

対象の患者さまには2024年6月1日以降『療養計画書』へのご署名についてご案内いたしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

令和6年6月 岩朝病院